

Title	御金蔵為替の成立についての一考察
Sub Title	A study on the establishment of the gokinzo-kawase system at the end of the seventeenth century
Author	新保, 博
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1971
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.64, No.8 (1971. 8) ,p.543(29)- 553(39)
JaLC DOI	10.14991/001.19710801-0029
Abstract	
Notes	高村象平教授退任記念特集号 論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19710801-0029

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

季節的に変動があったため、この織布能力の相対的おくれを克服するため、力織機が導入された。⁽⁶¹⁾ この導入には2つの経路があった。その1はボストン輸入商人ローウェルによってウォルサムに導入され改良された力織機(300ドル)、その2はスコットランドから導入され、ヨリ簡単な構造をもち廉価(70ドル)で、ロード・アイランドに普及した「ギルモア織機」である。前者はその高い技術水準の故に、その製品はイギリス綿製品と十分に競争し得たし、国内においてもある期間は優位を保ち得たが、ボストン商業資本は本来技術革新よりは原投資による配当収入にヨリ大なる関心をもっていたから、次第に当初の優位を失い、ボストン資本の外部の発明・改良の成果を購入し、或いは特許使用契約を結んで製造の許可をうけるという寄生的地位に迄後退した。しかも彼らは機械の製造に関しては、ニュー・イングランドの機械製造業者に依存せざるを得なかったのである。これに対し後者は18世紀末以降ニュー・イングランドで相次いで行なわれた紡績・織布機械の発明・改良を背景としていた。このギルモア織機は構造が簡単で廉価(ボストン資本の力織機の $\frac{1}{4}$ ないし $\frac{1}{5}$)⁽⁶²⁾で、広く製造業者の使用に開放され、ニュー・イングランド南部に普及した。ギルモア織機につづく1820年代の相次ぐ発明は、同じ地域の金属工業の発展に支えられていたことは申すまでもない。⁽⁶³⁾

このように19世紀初頭のアメリカとかつての母国イギリスとの間の生産力格差は小さかったから、イギリスの最も新しい水準の技術を次々と導入し、これに必要な改良を加えて生産力化し、また新たな発明をして行くことが出来た。当時のイギリスは、工業技術の流出を厳重に禁止していたから、機械はアメリカの国内で製造されねばならなかった。そのためには機械を製造するだけの技術的知識と資本とをもつ国内工業を必要とする。アメリカでは、イギリスなどから移住(又は密航)して来た熟練工および彼らによって訓練された土着熟練工達が、単独又はパートナーシップを形成しつつ機械の製造に当った。夥しい小金属加工場がニュー・イングランド南部の各地で繊維工業用機械類を製造していた。特にプロヴィデンス周辺がその中心地であったことは周知の通りである。⁽⁶⁴⁾ それゆえに、技術導入→革新——単に技術を導入するだけではなく——の担い手は、ニュー・イングランド南部の綿業資本およびこれと結びつく機械製造業者達であったと考えられる。そして彼らはニュー・イングランドのタウンの中から出て来たものであった。

〔追記〕 本稿は、昭和45年度慶応義塾学事振興資金による研究「19世紀イギリス法制・政治・経済・社会の総合的研究」のうち、筆者分担分「イギリス産業革命とアメリカ資本主義」の研究結果の一部である。

(経済学部教授)

注(61) Ware, op. cit., chap. II, IV, pp. 19-38, 60-78; 拙著「成立」, 186-188頁。

(62) Clark, ibid., I, pp. 428-429; Nettels, ibid., pp. 275-276; Bagnall, W. R., The Textile Industries of the United States, Vol. I, pp. 547-548; Gibb, op. cit., p. 42; Bishop, J. L., A History of American Manufactures from 1608 to 1860. 3 vols. Philadelphia, 1868. Vol. II, 213.

(63) Coleman, op. cit., pp. 101-103, 106, 109, 119, 141-150, 153, 154 note, 158-159, 196, 295, 300.

(64) 前注(63)参照。

御金蔵為替の成立についての一考察

新 保 博

え が き

本稿は、徳川時代の為替取引に関する一連の研究の一節をなすものである。徳川時代における全国の商品流通の発展は、為替取引の発展をうながし、とくに大坂—江戸間における為替取引は顕著な発展をしめしていた。そして、為替金融は徳川時代から明治初期にかけて、商業金融の中心をなしていたのである。したがって、徳川時代における信用制度の歴史的な性格を明らかにし、それと近代的信用制度の歴史的関連に照明を与えるためには、為替取引に関する考察を欠くことはできないであろう。

われわれは、徳川時代の為替取引とくに為替金融の解明に接近するために、まず徳川時代の商業金融としての為替取引とくに荷為替金融と延為替金融について検討をこころみ、それらの具体的態様を明らかにした。⁽¹⁾ ついで、徳川時代の為替取引についての一般的考察を御金蔵為替(幕府公金為替)を中心におこない、御金蔵為替のメカニズムを明らかにし、出来るだけ多くの史料を提示しながら徳川時代の為替取引の態様について検討するとともに、とくに擬制為替(fictitious exchange)の問題をとり上げ、これらの問題を通じて徳川時代の為替取引の歴史的な性格の解明への接近をこころみたのであった。⁽²⁾ その際、17世紀末における御金蔵為替の成立を支えた一般的条件については、十分な検討がおこなわれていなかった。本稿では、御金蔵為替成立の前提となった条件について検討をおこない、御金蔵為替の成立をもって大坂—江戸間の為替取引の一般的成立とみなしうるかどうかが、為替取引の一般的成立に対して金(銀)相場はどのような関連をもっていたか、という問題について一つの接近をこころみることにした。

注(1) 拙稿「徳川時代の商業金融—荷為替金融をめぐって—」(国民経済雑誌, 115巻1号, 昭42・1月), 拙稿「徳川時代の延為替金融—商業金融の一形態としての—」(国民経済雑誌, 117巻4号, 昭43・4月)。

(2) 拙稿「徳川時代の為替取引に関する一考察—御金蔵為替を中心に—」(神戸大学経済学研究年報, 15号, 昭43)。

わが国における為替取引は中世前期からおこなわれており、室町期には専門的な為替取扱商人も成立して、為替取引が盛行していた。徳川期に入っても、隔地間商品流通の展開にもなつて為替取引はひろくおこなわれており、とくに大坂—江戸間の為替取引は早期から発展をせしめた。大坂—江戸間の為替取引は徳川期の為替取引の中心的地位を占めるものであるが、その発展において一つの大きな画期となつたのは御金蔵為替の創始であつたとされている。

幕府公金の大阪から江戸への送金と大坂・江戸の商人間の逆為替（下為替）を結合させた御金蔵為替が創設されたのは、元禄4年（1691）2月のことであつた。その結果、大坂から江戸への幕府公金の送金が、貨幣現送によることなく、為替取引を通じておこなわれることになつたのである。御金蔵為替を引受けた両替商のうち、越後屋八郎兵衛・三井次郎右衛門の両名が連名で提出した請負証文に記されている為替仕法はつぎのようなものであつた。⁽³⁾ (1)「銀五百貫目迄は何時成共於大坂御渡被成候ハ、日数六十日限ニ而於御当地金子上納、如此銀高多少ニ不依毎月ハ不及申、自然ニハ一ヶ月置ニ成とも請取次第六十日限上納之積リ何迄御請負可仕事」。(2)「右両替之儀は其時々於大坂之相場次第、於御当地金子上納可仕候事」。(3)「御当地ニ而銀子御用之節は大坂ニ而御渡被成候銀高之内半分ツ、銀子上納可仕事」。これによると、御金蔵為替を引受けた両替商は、大坂御金蔵から銀貨を受取り、その時の大坂金相場で換算した金貨額を60日後に江戸御金蔵へ上納する仕組みになつてゐる。⁽⁴⁾ 御金蔵為替にみられるこのような為替取引は、明らかに異地間における資金の移動のほか、異種貨幣間すなわち銀貨・金貨の両替取引をふくんでいるのである。

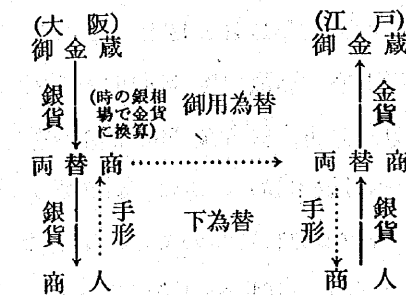
為替取引は貨幣の現送によることなく異地間の資金移動をおこなうものであるが、それは反対方向での資金移動と相殺されないかぎり、究極において何らかの形での貨幣の現送を必要とする。御金蔵為替の創始によって幕府公金は現送によることなく大坂御金蔵から江戸御金蔵へ送達されることになつたが、もしそれが江戸から大坂への為替による資金移動によって相殺されないならば、御金蔵為替銀の送金を引受けた両替商は何らかの方法で大坂から江戸へ貨幣を現送せざるをえないことになる。それ故、幕府公金の江戸への送達を両替商が引受け、御金蔵為替が成立するためには、幕府公金の大阪→江戸の送金と、江戸→大坂の為替（送金為替または逆為替）による資金移動とを結びつける仕組みがつくり出されていなければならない。御金蔵為替を引受けた両替商は、大坂御金蔵から受取った貨幣（銀貨）を資金として大坂商人との間に江戸商人宛の逆為替（下為替）を取組み、

注(3) 中井信彦「幕藩社会と商品流通」昭36, 189頁。

(4) 元禄4年2月に江戸老中から大坂町奉行・大坂御金奉行に宛てて出された通牒も、この点についてつぎのように記している。「大坂にて銀子請取、江戸にて金子を以相納候節、是又御勘定頭より金高可申遣候間、於其地時々両替相場極、銀子可有勘定候」。田谷博吉「江戸幕府御為替の仕法」(同志社商学, 20巻1・2号, 昭43・7月) 73頁。

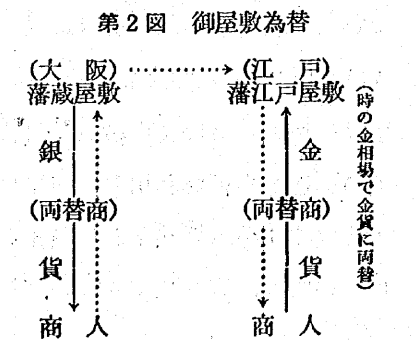
これによって現実に大坂→江戸の貨幣移動をおこなうことなく、幕府公金の江戸への送達を実現したのである。このような御金蔵為替における取引関係を図示すれば第1図のごとくであり、送金為替による大坂→江戸の資金移動と、逆為替による江戸→大坂の資金移動とが結びつき、相殺されている。

ところで、御金蔵為替が創始される以前に、すでに大坂→江戸の送金為替取引が両替商の手によつておこなわれていた。鴻池家の史料によると、鴻池は寛文期には為替取引をひろくおこなつていたことが知られる。17世紀前半に創業し「先進地帯の手工業生産物である清酒の江戸横・製造によって致富の手がかりをえ、それを海運業・米取引・金融業まで拡大し」⁽⁵⁾ ていった鴻池は、寛文10年に十人両替へ参加し、この頃から金融業への傾斜を顕著にしていった。鴻池の「酒仕切目録状」は、江戸元呉服町の江戸店が、酒販売代金の



「酒仕切目録状」は、江戸元呉服町の江戸店が、酒販売代金の

決済について大坂内久宝寺町の鴻池喜右衛門宛に報告したものであるが、これからみれば「為替」による決済が大きな比重を占め、このほか「飛脚」・「持参」などの方法もとられていた。⁽⁶⁾ この「酒仕切目録状」における「為替」の項をみると、寛文12年11月6日付で金2両3分と銀5匁8分5厘が為替による決済をうけているが、その注記として「小笠原内匠様へ上ケ申候かわせ20貫目参候内、360両下為替、此代55匁1分かへニメ19貫836匁也、残而164匁不足之分手前ハ調上候、此内6匁6分ハ細川越中守様御為替1801両3匁2分88下為替之余り也、引取残而157匁4酒代ニ上セ申候」と書かれている。⁽⁷⁾ この注記によると、鴻池喜右衛門は小笠原内匠の江戸への銀20貫目の送金為替を引受け、そのうち金360両（1両55匁1分替で銀19貫836匁）を下為替として取組み、その差額にあたる銀164匁を鴻池の江戸店における酒販売代金によって決済している。また、細川越中守から江戸への送金を引受け、そのうち金1801両と銀3匁2分を下為替に取組み、残りの銀6匁6分を酒販売代金によって決済している。鴻池は大名の大坂から江戸への送金為替を引受け、それを資金として大坂商人との間に江戸宛の逆為替を取組み、これによって現実に大坂→江戸の貨幣移動をおこなうことなく江戸への送金を実現しているのである。そして、下為替を補うものとして、鴻池江戸店における受取勘定（酒販売代金）による決済方法が用いられているのである。このように諸藩の大坂から江戸への送金為替と大坂・江戸商人間の逆為替を結びつけたものが御屋敷為替（江戸為替）といわれるものであり、その為替仕



注(5) 安岡重明「財閥形成史の研究」昭45, 539頁。

(6) 川上雅「近世前期大阪商人資本の存在形態」(大阪大学経済学, 11巻3号, 昭37・1月) 100—1頁。

(7) 川上, 前掲論文, 103頁。

法は第2図にしめすごとくで、明らかに御金蔵為替と同一であった。

すでに述べたように、御金蔵為替は大坂御金蔵から銀貨を受取り、江戸御金蔵へ金貨を上納するものであり、したがって異種貨幣間の両替取引をふくまざるをえなかったが、御屋敷為替においてはどうか。前掲の史料では、小笠原内匠の御屋敷為替の場合は、大坂で銀貨を受取り江戸でも銀貨を引渡す銀為替であったが、細川越中守の御屋敷為替の場合は、大坂で銀貨を受取り江戸で金貨を引渡す金為替であった。しかし、同じ史料に出てくる他の御屋敷為替の例をみると金為替が一般的であった⁽⁸⁾。下為替についてはどうか。同じ史料の寛文12年11月8日の項は、「松平阿波守様御為替2527両銀29匁47上ケ申候内、1875両ハ小判ニ而下為替請取、銀35貫目ハ銀為替ニ而青物町又左衛門ノ請取、此銀55匁2分カヘニ、 ズ 634両銀3匁2分也、惣合金2509両銀3匁2分也、金18両1分銀12匁47手前ノ調上ケ申候、如此酒代金之内へ付置申候⁽⁹⁾」とあって、下為替についても金為替と銀為替の両者があったことが知られる。だが、鴻池の史料においては、下為替についても金為替が一般的であった。そして、管見の範囲に関するかぎり、18世紀以降にみられる御屋敷為替は、金為替が一般的であり、銀為替はほとんどみることができない。かくて、諸藩公金の江戸送金を引受けた両替商は、大坂では銀貨を受取り、江戸では金貨を引渡すことになるが、この点においても、御屋敷為替は御金蔵為替とまったく異なるところがないのである。

ところで、御屋敷為替はすべて大坂で取組まれる逆為替(下為替)を利用するとはかぎらなかつた。鴻池が江戸店に宛てて送った書状のなかに、「石丸石見守様又々為替金貳百両壹歩銀壹匁八分八厘為替申様ニ御願被成候間、其許ニ而上りかわせ才覚仕、右之金子無相違差上ケ可申候、尤五日・七日おそく其許ニ而指上ケ申候も不苦候、其段安藤弾右衛門様、重大夫様へ相理、相待もらい可申候、爰元山田次郎右衛門様も其段御兩人へも被仰遣候、上りかわせ聞立にて成共指上ケ可被申候、並ニ御屋敷へ参候状一通持下し申候⁽¹⁰⁾」という内容のものがみられる。これは、江戸→大坂の送金為替を引受けることによって、石丸石見守為替金の江戸→大坂の送金を実現しようとしているのである。当時、このような送金為替取引による江戸→大坂の資金移動は、かなりひろくおこなわれていた。鴻池の「酒仕切目録状」によると、延宝4年8月26日には金50両が為替によって決済をうけているが、これについては「いせ屋利兵衛為替金ニ仕差上セ申候、右者道頓堀久左衛門町いせ屋九兵衛方ニ而御請取被為候答也⁽¹¹⁾」と注記されている。鴻池江戸店は酒販売代金を大坂へ移動させるのに送金為替を利用し、伊勢屋利兵衛に貨幣を引渡して手形を受取り、この手形を大坂に送達して大坂の伊勢屋九兵衛から貨幣を受取っているのである。また、「酒切切目録状」の「有金」の項においては、寛文12年について「右者当地ニ有金ニ而御座候、但此金子ハ其御地ノ為替ニ而御下シ被

注(8) 川上、前掲論文、103頁。

(9) 川上、前掲論文、103頁。

(10) 川上、前掲論文、104頁。

(11) 川上、前掲論文、103頁。

成候松平越中守様四拾貫目之銀為替ニ而差引仕、其残り金、後ハ飛脚成共、又ハ為替ニ成共仕上セ可申候⁽¹²⁾」という記載がある。寛文12年における酒販売代金の最終決済を、送金為替または現送によっておこなおうとしているのである。これらの記載からみて、鴻池が酒販売代金の江戸への送達に送金為替をすくなく用いたことは明白であろう。

以上、われわれは寛文・延宝期の鴻池「酒仕切目録状」によって大坂—江戸間の為替取引をみてきたが、御屋敷為替による大坂→江戸の資金移動、大坂における逆為替取引または江戸における送金為替取引による江戸→大坂の資金移動が、ひろくおこなわれていたことは疑問の余地がない。このような大坂—江戸間の為替取引の発展を基礎にして、鴻池はすでに寛文期において、専門的な為替取扱商人としての姿容を明確にしている。鴻池は最初酒造業者から出発し、その経営の主力を清酒江戸積においており、江戸に多額の受取勘定をもっていた。この受取勘定をもとにして、鴻池は大坂→江戸の送金為替(御屋敷為替)を引受けるにいたったと考えられるが、寛文期の鴻池はもはやその域をこえ、下為替を利用して為替業務を拡大しており、鴻池自らもっている受取勘定すなわち江戸における酒販売代金は、鴻池の為替資金として副次的・補助的役割しかもたなくなっているのである。このように、鴻池が自己のもっている受取勘定の範囲をこえて大坂→江戸の送金為替(御屋敷為替)を引受けることができたのは、大坂において江戸に対する逆為替取引が可能であったからである。したがって、大坂・江戸の商人間において為替による資金移動がすでにかなりおこなわれていたことが、御屋敷為替の発展を支えていたということができよう。

寛文・延宝期に顕著な展開をしめしていた御屋敷為替は、さきに述べたところから明らかなように、御金蔵為替とまったく同じ為替仕法をとっており、御金蔵為替の先行者であった。御金蔵為替は、まさに17世紀後期における大坂—江戸間の為替取引の発展、なかでも御屋敷為替の展開を前提として成立したものといえるであろう。いいかえれば、17世紀末における御金蔵為替の創始によって大坂—江戸間の為替取引の一般的成立がみられたのではなく、大坂—江戸間の為替取引の一般的展開の上に、御金蔵為替の創始がおこなわれたとみるべきであろう。だからといって、われわれは決して御金蔵為替成立の歴史的意義を軽視するものではない。御金蔵為替の成立は、大坂での逆為替取引の資金を大量に提供することによって、大坂—江戸間の為替取引を発展させるにいたった。

17世紀末から18世紀初頭にかけての元禄・宝永期における大坂入津の蔵米は110—130万石であり、石当り値段銀60匁として計算すれば、その代銀は66,000貫~78,000貫に達する。この蔵米売払代銀のうちどれだけ江戸へ送金されたか定かではない。しかし、加賀藩の場合、元禄・宝永期の大坂廻米代銀は約5,000貫であり、そのうち約40%にあたる銀2,000貫程度が江戸へ送金されている⁽¹⁴⁾。この40%という数字を用いて計算すると、大坂入津蔵米売払代銀の4割、すなわち銀

注(12) 川上、前掲論文、104—5頁。

(13) 大阪商業史資料、第13巻、14丁。

(14) 土屋喬雄「封建社会崩壊過程の研究」昭2、83~85・95頁。

26,400~31,200貫が江戸へ送金されたことになる。ところで、この時期における大坂→江戸の商品流通高は明らかでないが、正徳4年(1714)における大坂から江戸その他の地方への商品積下高は銀95,000貫であったから、すくなくともその半分にあたる45,000~50,000貫程度は江戸へ送られていたとみることは許されるであろう。しかも、この段階では大坂は常に江戸市場に対する商品の供給地であり、商業取引に関するかぎり大坂は常に江戸に対して大幅な受取超過になっていたため、商品代価決済のための資金移動が江戸から大坂に向けて大量におこなわれる必要があった。かくて、一方における大坂→江戸の大名の送金と、他方における江戸→大坂の商人間の商品代価決済という相反する二つの方向での資金移動が存在し、大坂→江戸間に御屋敷為替が発展すべき条件は十分に与えられていたのであった。このようにして、寛文・延宝期に御屋敷為替は顕著な発展を遂げたと思われるが、諸藩の大坂から江戸への送金量に比して、商品代価決済のため江戸→大坂の資金移動量の方が大きく、それだけ大坂における商品代価決済のための逆為替取引は制約をうけざるをえなかった。元禄4年における幕府御金蔵為替の創始は、このような状況に一つの大きな変化をもたらした。元禄期における御金蔵為替銀は15,000貫程度であったとされているが、これだけの銀高が現送されることなく為替によって送金されたことは、江戸→大坂の商品代価決済のための資金を大幅に増大させることになった。この銀15,000貫をさきあげた諸藩の大坂→江戸送金量に加えると銀41,000~46,000貫程度となり、商品代価決済のための江戸→大坂の資金移動量とほぼ均衡するか、あるいはそれに近い状態に達するのである。御金蔵為替の創始が大坂→江戸間の為替取引の一般的成立をもたらしたのではないけれども、それが大坂→江戸間の為替取引を大きく発展させる一つの画期となったことは明らかであるといわなければならない。

二

われわれは前節において、徳川期における大坂→江戸間の為替取引の一般的成立を幕府御金蔵為替の創始された17世紀末におくべきでなく、寛文・延宝期(1660・70年代)に為替取引の一般的成立をみとめるべきであると述べてきた。しかし、戦後における近世為替取引の研究に大きな前進をもたらした中井信彦氏は、徳川期における為替取引の一般的確立の時期を、御金蔵為替の創始された17世紀末に求めている。しばらく、中井氏の述べるところをみてみよう。

寛文・延宝期には大坂・江戸の金銀比価に大きな差があり、江戸では銀がいちじるしい高値をしめしていた。17世紀後半に江戸で銀が急騰したのは、金目建の江戸から銀目建の上方への支払勘定が多く、江戸での銀需要が上方における金需要をはるかに上廻っていたからであった。大坂と江戸

注(15)「正徳四年中従大坂諸国江遺候諸色商売物員数并代銀寄帳」(「大坂商業史資料」第13巻、13丁)。

(16) 中井「幕藩社会と商品流通」197頁。

(17) 中井「幕藩社会と商品流通」182—197頁。

の金銀比価に大きな差があれば、大坂→江戸間における資金の移動に為替は用いられず、貨幣の現送がおこなわれる。江戸における幕府の支払は主として金でおこなわれるから、幕府は上方で取得した銀を金に両替しなければならないが、江戸がいちじるしく銀高であれば、銀を江戸へ通送して金に換える方がはるかに有利となる。幕府公金の為替による江戸送金が元禄3年までおこなわれなかったのは、このためであった。したがって、17世紀末に幕府御金蔵為替が創始されたのは、幕府が為替送金に切り換えても、損害をうけずにすむ条件がととのったからである。また、御金蔵為替を引受けた両替商や、下為替を取組む問屋商人が、これによって大きな不利益をこうむらない条件がつくり出されているからである。そのような条件とは、大坂・江戸の金銀比価の差の縮小と安定にはかならず、それは延宝一元禄期における江戸銀相場の低下と安定によってもたらされたものであった。江戸銀相場の低下は、大坂に対する銀支払超過の減少によるものであり、その原因は大坂における銀需要の減退に求められる。延宝一元禄期に大坂へ入津する商品の価格が不変であり、しかも入津商品量が増大しているのに、大坂の貨幣量(江戸からみれば大坂向け銀需要)の減小をもたらした要因として、(1)大坂からの江戸向け送金量(蔵米販売高)の増加、(2)貨幣の流通速度の急激な増加、(3)信用貨幣の増加、が考えられなければならない。

このような中井氏の所説はきわめてユニークなものであり、多くの新しい問題を提起しているが、とくに為替取引の成立を金(銀)相場との関連において捉えようとしていることはもっとも重要な論点をなしている。そこで、われわれも、この問題について検討をこころみつつ、金(銀)相場との関連においても、寛文・延宝期に大坂→江戸間の為替取引の一般的成立がみとめうることを明らかにしておこう。

すでに明らかにしたように、大坂→江戸間の為替取引は金貨・銀貨の両替取引を必然的にもなっていた。御金蔵為替を例にとれば、大坂で御金蔵から銀貨が為替を引受けた両替商に引渡され、その時の大坂の金相場で換算された金高を江戸御金蔵へ納める仕組になっている。したがって、大坂・江戸の金相場・銀相場に大きな差があれば、為替取引の当事者に大きな影響を与えざるをえない。もし大坂銀安・江戸銀高であれば、銀安相場で両替取引がおこなわれることになるから、為替送金を引受けた両替商は有利であり、幕府は逆に不利となる。大坂銀高・江戸銀安の場合は、これとまったく反対の結果が生ずる。しからば、御金蔵為替が銀納されるか、あるいは金納であっても江戸の銀相場で両替される場合はどうであろうか。いうまでもなく、大坂銀安・江戸銀高のときは両替商は不利である。両替商は銀安のところでは銀を受取り、銀高のところでは銀を支払うわけであり、また銀高相場で両替することは江戸御金蔵へ上納すべき金高を当然増大させざるをえない。なお、大坂銀高・江戸銀安の場合は、その逆となる。かくて、御金蔵為替が金納であるか銀納であるか、大坂相場で換算されるか江戸相場で換算されるかによって、為替取引当事者の利害はまったく逆の方向をしめすことになるのである。大坂・江戸の金(銀)相場に差が存在する場合についてみてきたが、金(銀)相場の変動にさいし

でも同様のことが生ずる。御金蔵為替では、両替商が御金蔵為替銀を受取ってから江戸御金蔵へ上納するまでに、60日の期間がある。この間に金(銀)相場が変動すれば、為替取引当事者の利害に影響を与える。御金蔵為替銀の受領から上納までの60日間に銀高となれば両替商(幕府)に有利(不利)となり、逆に銀安となれば両替商(幕府)に不利(有利)となる。かくて、大坂・江戸の金銀比価に恒常的な開差がある場合と、金銀比価に変動が生じた場合とを問わず、大坂御金蔵から為替銀が引渡されたときの金相場と、江戸で上納するときの銀相場をくらべて、銀が高値になっていれば両替商(幕府)に有利(不利)、銀が安値になっていれば両替商(幕府)に不利(有利)であったことになるのである。

御金蔵為替の創始に先立つ元禄3年9月付の史料に、越後屋八郎兵衛、三井次郎右衛門の「御為替願書」(案文)なる史料がある。この願書には、「上納仕候儀は金半分銀子半分上納仕度奉存候」⁽¹⁸⁾と記されている。三井が江戸における御為替銀の上納にさいして半分金納・半分銀納をもとめたのは、これによって大坂・江戸の金銀比価の差から生ずるリスクを回避しようと考えたためであろう。上に述べたように、金銀比価の差が為替取引当事者に与える影響は、金納と銀納とではまったく逆の方向をしめしている。したがって、半分金納・半分銀納となれば、金銀比価の差から生ずる影響は互に相殺されるから、大坂・江戸の金銀比価に大きな開差が生じたとしても、御金蔵為替を引受けた両替商は為替取引に関するかぎりあまり影響をうけることはないのである。しかし、実際に決定した御金蔵為替の請負条件は、金納を原則とし、幕府が必要とする場合は銀納もありうるというものであった。これによって、金納が幕府に有利であると予想されるときは金納をおこなえばよく、逆に金納が不利であると予想される場合は半分銀納として金納による不利を相殺することが可能となった。したがって、この点については、御金蔵為替の請負条件は両替商にとって不利なものとなっていたといわなければならない。

このような御金蔵為替の請負条件を両替商がうけ入れたのは何故であろうか。その理由として、第一に、御金蔵為替を引受けることによって、多額の資金を60日間無償で両替商の貸付資金として利用できたことをあげざるべきであろう。これが両替商にとってきわめて有利な条件であったことは、改めて説明する必要はないと思われる。⁽¹⁹⁾第二に、大坂・江戸の金(銀)相場が安定的で、その開差が大きくないことをあげなければならない。そのため、大坂・江戸の金銀比価の開差や変動から生ずるリスクが、両替商にとって問題とするに足りない程度のもとなっていた。さらに、この時期の金(銀)相場の動向は、むしろ両替商にとって有利であり、その有利性を現実のものにするような仕法をとっていた。御金蔵から為替銀を受領した両替商は、これを資金として下為替を取組むのであるが、この下為替は金納ではなく銀納であった。それ故、江戸御金蔵へ金納するためには、下為替の支払人から受取った銀貨をその時の江戸銀相場で金貨に両替しなければならないことになる。こ

注(18) 中井「幕藩社会と商品流通」193頁。

(19) 拙稿「徳川時代の為替取引に関する一考察」54頁。

のような仕法のもとでは、江戸銀高のとき両替商はきわめて有利な立場に立つ。かりに大坂金相場60匁、江戸銀相場50匁とすれば、御金蔵為替銀12貫目を引受けた両替商は、江戸で200両を上納しなければならないが、両替商が下為替を取組み江戸で銀12貫目を受取ってこれを金貨に両替すると240両となるから、差引いて40両の余剰が両替商の手許にのこることになる。もちろん、江戸が銀安のときは逆の結果が生ずる。しかし、後掲の表から知られるように、寛文一元禄期には、江戸銀高のときの方がはるかに多く、とくに元禄期には江戸銀高が一般的であった。御金蔵為替に先行して成立し発展した御屋敷為替の場合、下為替はかならずしも銀為替でなく、むしろ金為替が多かったのに対して、御金蔵為替の下為替が銀為替であったことは、この点から理解すべきであろう。

以上の検討からも明らかのように、江戸・大坂の金銀比価に大きな差が恒常的に存在するか、あるいは金銀比価がはげしく変動するならば、安定的な為替取引は望むことができず、為替取引の発展は阻止されざるをえない。したがって、大坂・江戸の金(銀)相場に大きな開差がなく、しかも安定的であることが、大坂—江戸間の為替取引の発展にとって不可欠な条件をなしている。しかし、このような条件が17世紀末に成立したが故に、元禄4年にいたって御金蔵為替が登場したとみることとは妥当でないと思われる。

中井氏によれば、寛文一元禄期に江戸が大坂に対して支払超過になったため、江戸での銀需要が急増し、江戸の銀相場は急速に上昇して、大坂の金相場との間に大きな開差を生ぜしめるにいたった。このような論理は、十分な根拠をもっているとはいえない。もし中井氏のいうように江戸の支払超過が生じたとすれば、信用の拡大によってこれに対応しないかぎり、何らかの形による江戸—大坂の貨幣移動がおこなわれねばならない。しかし、このことが江戸の銀需要増大を通じて銀相場の上昇をまねくとはいえない。大坂への支払が銀でなされたとしても、江戸銀高したがって大坂金高の場合は、大坂へ金貨を移動させてそこで銀貨に両替する方がはるかに有利である。それ故、江戸の支払超過がただちに江戸の銀高をもたらすことはないのである。また、大坂・江戸の金銀比価に大きな開差があるとすれば、金・銀とも高値をしめしている場所へ移動するであろう。当時貨幣の現送はひろくおこなわれており、中井氏の論理もこのことを前提にして成り立っているが、貨幣現送のための飛脚駄賃は安価であったから、大坂・江戸の金銀比価に大きな開差が生ずればただちに金銀の現送がおこなわれ、両地の金銀比価の平準化が生ずるはずである。時代はすこし下るが、「両替年代記」にこのような現象が生ずることをしめす記事がみられる。例えば、宝永2年12月の項には「六拾匁より五拾八匁迄の御定相庭故、銀出し人無之候、已来勝手=相庭立候ハ、一旦高直=相成候共、後々は自然と銀多分=相成、下直=可相成候、既=先年銭四貫文と御定被仰出候得共、沢山=相成候へハ、其余=売買仕候、銀も其通、当夏迄沢山之時分ハ五拾八匁三四分仕候事」⁽²¹⁾

注(20) 寛文一元禄期の飛脚駄賃については知りえないが、享保3年(1718)の飛脚駄賃は新金100両に付銀7.5匁、新銀1貫目に付銀4.5匁であった。三井高維編「両替年代記」昭7、142頁。

(21) 「両替年代記」65頁。

とあり、また享保3年8月6日の項では、「西国廻船於江戸荷物代運賃共上方銀高直故、悉於江戸銀調持帰候事、又上方筋銀高く候へば、江戸夫ニ准じ候儀ハ、為替諸色代共為登候分ハ、正銀ニ而し、下し候分は江戸ニ而銀調候故、自然と同様ニ成候事⁽²²⁾」と記されている。

寛文一元禄期に江戸銀相場の急騰があり、その結果大坂・江戸の金銀比価に大きな恒常的な開差が生じたとする中井説は、その史料的根拠として延宝2年(1674)における津軽藩の米価調査をしめしている。それによると、金1両が江戸では銀39匁であったのに対して大坂では銀60匁であり、両者の開差はきわめて大きいものであった。しかし、大坂・江戸の金銀比価に大きな開きがあることをしめす他の史料は存在せず、したがってこの史料だけから、両地の金(銀)相場における恒常的な開差の存在を推論することはできない。むしろ、下の表にしめしたように、寛文一元禄期においては、大坂・江戸の金(銀)相場は安定的であり、また両者の間には大きな乖離もみられなかったの

寛文一元禄期における大坂・江戸金(銀)相場
(金1両に付銀匁)

	大坂	江戸
寛文9年(1669)	53.50	54.00
10年(1670)	53.35	55.00
11年(1671)	57.20	56.00
12年(1672)	56.25	56.00
延宝1年(1673)	56.70	56.00
2年(1674)	58.75	57.00
3年(1675)	60.00	59.51
4年(1676)	59.90	59.00
5年(1677)	59.80	60.00
6年(1678)	59.90	60.00
7年(1679)	60.60	60.00
天和2年(1682)	57.90	60.00
貞享1年(1684)	59.30	60.00*
元禄6年(1693)	60.86*	60.00*
7年(1694)	61.33*	60.00*
8年(1695)	61.59*	60.45*
9年(1696)	62.82*	60.00*

注1) 川上雅「近世前期大阪商人資本の存在形態」(大阪大学経済学, 11巻3号, 昭37・1月) 106頁による。

2) *印は小葉田淳・宝月圭吾・豊田武・森克巳編「読史総覧」(昭41) 785-6頁による。

なった。元和7年(1621)の江戸銀相場は57.5~63.0匁であったが、同年の京都金相場は62.0~64.0匁であった。そして、それ以降についても、得られる史料によるかぎり、江戸・上方とも60匁前後の金銀比価をしめしている。かくて、江戸では慶長から元和にかけて銀安から銀高への推移をしめ

注(22) 「両替年代記」124頁。

(23) 中井「幕藩社会と商品流通」182-3頁。

(24) 小葉田淳・豊田武・宝月圭吾・森克巳編「読史総覧」昭41・777-800頁。

し、逆に上方では銀高から銀安へと動き、元和期に両地の金銀比価はほぼ均衡した状態に達していることになる。なお、上方における銀安傾向は銀銭比価の動向にもはっきりとあらわれていた。慶長3年(1598)の京都における銀銭比価は銀1匁につき銭285.7文であったが、慶長6年(1601)には151文、同13年(1608)には82文、元和3年(1617)には66.7文、寛永3年(1626)に57.1~58.8文、そして寛永15年(1638)には43.5文となり、一貫した銀の低落傾向をしめしている⁽²⁵⁾のである。

以上の瞥見から明らかなように、17世紀の20~30年代には、江戸・大坂の金銀比価は、一時的な変動や乖離がみられたにしても、一般的・長期的にみれば安定的であり均衡をしめしていたとみて差支えないであろう。それ以降も、大坂・江戸の金(銀)相場は大きな開差をしめすことなく、安定的であった。このような条件の上に、寛文期における大坂—江戸間の為替取引の一般的成立がみられたのであった。

む す び

以上、われわれは幕府御金蔵為替の成立の前提となった条件について、考察をこころみてきた。たしかに、元禄4年における御金蔵為替の創始は、大坂—江戸間の為替取引の発展にとって一つの大きな画期をなしたことは疑いないとはいえ、御金蔵為替の創始をもって為替取引の一般的成立とみることはできない。御金蔵為替の創始に先立って、寛文・延宝期(1660・70年代)には、御金蔵為替とまったく同じ仕法をもつ御屋敷為替が成立し発展していた。この御屋敷為替は一般に大坂・江戸の商人間で取組まれる商用為替とくに大坂における逆為替取組と結びついているものであるから、御屋敷為替の成立は、大坂・江戸商人間において為替取引のひろくおこなわれていることを前提としている。かくて、御金蔵為替は17世紀後期における御屋敷為替・商用為替の展開を前提として成立したものであった。

ところで、大坂—江戸間の為替取引は、異地間の資金移動をおこなうほか、異種貨幣間すなわち金貨と銀貨の両替取引をふくんでいる。このため、大坂・江戸における金銀両替相場の動向は、為替取引当事者の利害に大きな影響を与えざるをえない。大坂・江戸の両替相場に大きな乖離があり、しかもはげしく変動するならば、為替取引の発展はさまたげられるであろう。徳川初頭において大坂・江戸の金銀比価には大きな開差があったが、17世紀の20・30年代までに、開差は縮小して両地の金銀両替相場はほぼ均衡するとともに、安定的となっている。このような条件の上に、寛文期における大坂—江戸間の為替取引の一般的成立が実現したのであった。

(神戸大学経済学部教授)

注(25) 「読史総覧」778-781頁。